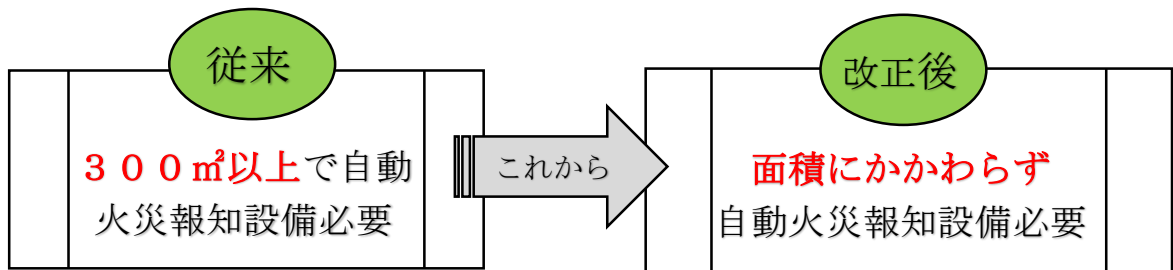


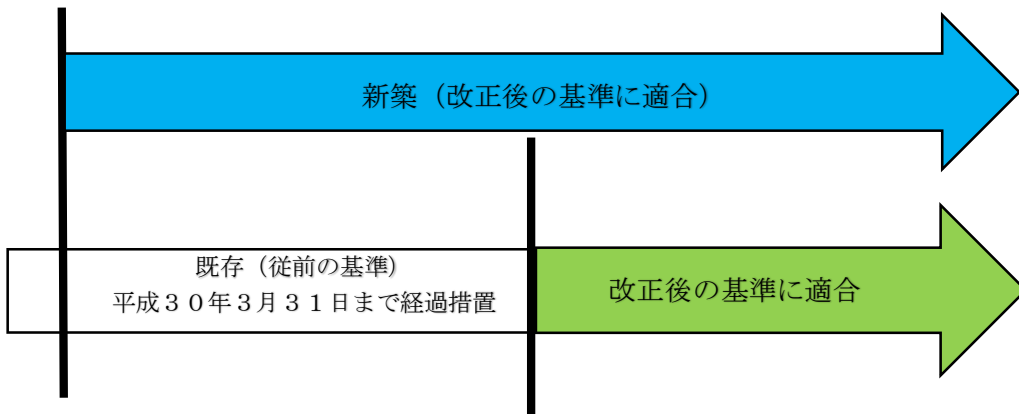


自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものが追加されました。

<p>(5) 項イ：旅館等</p> <p>(6) 項イ：病院等</p> <p>(6) 項ハ：福祉施設等</p>	}	利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限りです
---	---	-------------------------



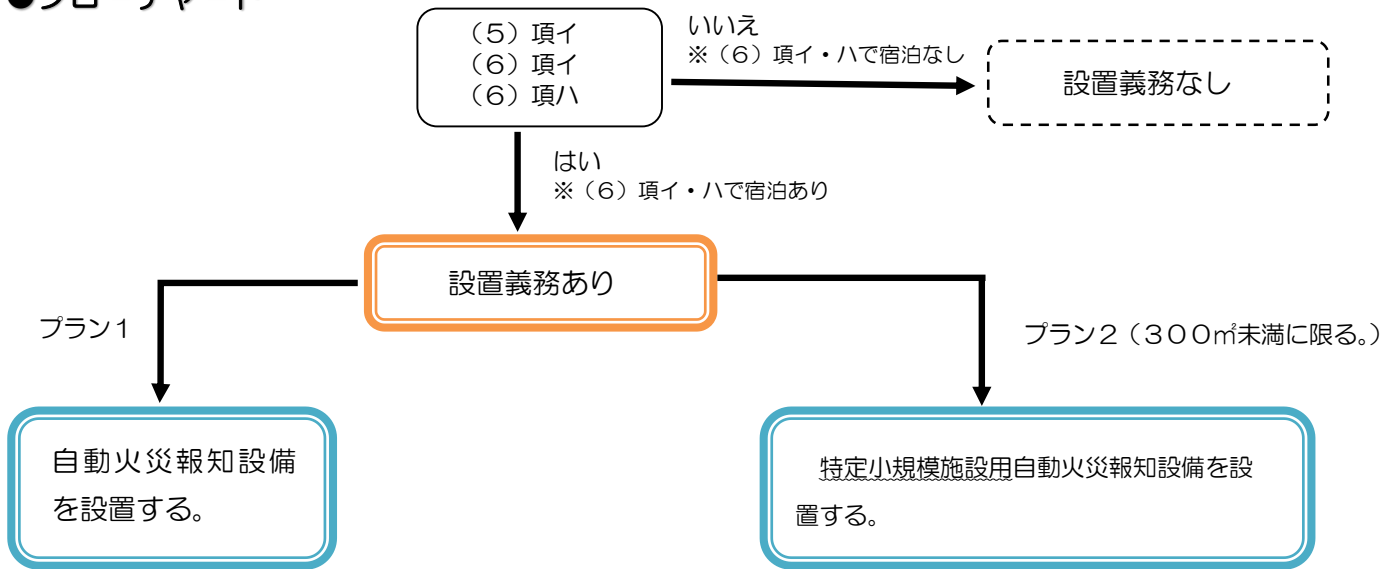
●いつから変わるの？ いつまでにつけなければいけないの？



H27.4.1 施行

H30.3.31

## ●フローチャート



### 【特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象の追加】

新たに自動火災報知設備の設置が必要となる300㎡未満の防火対象物について、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができるようになりました。

#### 改正前

2 項二、6 項  
ロ、1 6 項イ  
(2 項二・6  
項ロの部分  
を含むもの  
に限る) のみ

#### 改正後

5 項イ、6 項イ・ハ (利用者  
を入居又は宿泊させるものに  
限ります) 及び当該用途を含  
む1 6 項イに新たに設置でき  
ようになりました



### 【特定小規模施設用自動火災報知設備】とは？

自動火災報知設備に代えて用いることができる設備です。

通常の自動火災報知設備と比べると、感知器の設置場所等が緩和されています。

<感知器設置場所>

- ◎居室 ◎2㎡以上の収納室
- ◎倉庫、機械室その他これらに類する室
- 階段及び傾斜路 (指導)

※規格や性能が異なることから、自動火災報知設備として設置できません。

※設置後は、点検を実施し消防機関への定期的報告が必要な点については、自動火災報知設備と同じです。



改正全文にあつては、下記総務省消防庁通知をご参照ください。

[「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について\(平成25年12月27日 消防予第492号\)」](#)